

## 令和6年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務

### 2 事業の目的

平成28年度に認定された日本遺産「肥前やきもの圏」(『日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～』)は、日本遺産としてその価値を認定された個性豊かなやきもの、やきものにまつわる歴史や風景などのストーリーの認知や魅力の向上を図るとともに、日本遺産を活用した地域活性化に取り組んでいる。

肥前やきもの圏では、圏域内の来訪者に「日本遺産」や「肥前やきもの圏」のストーリーや文化を正しく伝え、継承することを目的に継続してガイド育成事業を行っており、近年は観光案内所やホテル・旅館といった観光事業者など、旅行者が訪れやすい地点にいるガイドや従業員にも情報発信頂けるようなスキームの構築に取り組んでいる。

本事業では、圏域内の観光ガイドや観光事業者等の肥前やきもの圏に関する認知・理解を高め、観光客や他の観光事業者などに対して積極的に情報発信・普及啓発できる地域の人材を育成することを目的に、セミナー(研修)を実施する。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月24日(月曜日)まで

### 4 業務内容

肥前窯業圏の7市町(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町・佐世保市・波佐見町)で活動している観光ガイドスタッフや、圏域内に所在している観光事業者等を対象に、日本遺産「肥前やきもの圏」の意義・価値や産地全体の魅力への認知・理解を深める講演並びに関連施設等の現地視察によるセミナー(研修)を開催する。具体的には以下(1)～(7)を実施する。

なお、セミナーは基調講演と現地視察で構成するものとし、開催時期については「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局(以下、事務局とする)と協議の上、令和7年2月上旬で調整を行うこと。

#### (1) 基調講演の開催

##### 【基調講演の概要】

##### ア テーマ・所要時間(目安)

大まかに以下の2つのテーマを柱とし、合計90分程度とする。

- ① 日本遺産並びに肥前やきもの圏(ストーリー)の概要、意義や価値 … (20分程度)
- ② 肥前やきもの圏の魅力アップや、来訪者の満足度を高めるための工夫など … (70分程度)

##### イ 講師

以下の想定を軸に、具体的な人選については事務局と協議の上決定する。

・外部講師 1名

なお、講師については特に申し出がない限り、謝金及び旅費を支払うこと  
(謝金及び旅費も契約金額に含む)。

ウ 受講人数 (想定)

最大 80 名程度とする。

エ 会場

肥前窯業圏を構成する市町内の研修施設・ホール等とし、受講者を収容できる会場を提案すること。会場使用料が生じた場合は、契約金額に含めること。

オ 補足

- ・イの講師および事務局と調整し、講演資料の手配も行うこと。
- ・現地視察のみの参加も受け付け、応募時に選択制（基調講演のみ参加、または基調講演と現地視察の両方に参加）とすること。
- ・講演にあたり会場での必要機材の設営も行うこと。
- ・受講者のセミナー参加費は、基調講演・現地視察ともに無料とする。
- ・無料で駐車できる受講者用駐車場を確保すること（70 台程度）。

## (2) 現地視察の実施

各産地が持つ魅力を受講者に実際に見て触れてもらうため、バスを利用して窯業圏内を視察見学するものとする。なお所要時間は移動も含めて1コース4～5時間程度を目安とする。

ア 視察コース

肥前窯業圏7市町（唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町、佐世保市（三川内）、波佐見町）のうち、武雄市、嬉野市、佐世保市の3つの市町を必須で含む視察コースを提案すること。コースの数は2～3コースを目安とし、ほか4市町（唐津市、伊万里市、有田町、波佐見町）を含めることも可とする。

イ 視察先・行程の調整

視察先を事務局とともに取り決め、スケジュール調整並びに行程作成を行うこと。

ウ 貸切バスの運行

各コース1台ずつ、参加者数に合わせたバスをチャーターすること。

エ 参加人数

最大 80 名（各コースの合計数）程度とする。

オ 移動中の進行

移動中（バス運行中や、視察先への移動中等）に参加者をガイドし進行すること。

（次の訪問先の紹介や、参加者同士のコミュニケーションを促進させるよう促す等）

カ 補足

- ・(1)の基調講演を行った後、複数コースとなる場合は各コースに分かれてバスに乗り込み、現地視察に向かうこと。
- ・受講者のセミナー参加費は、基調講演・現地視察ともに無料とする。

(3) シナリオ作成・会場進行

セミナー当日の進行に関するシナリオを作成し、当日進行を行うこと。なお、シナリオは事務局と協議の上作成すること。

(4) 参加申込の受付・とりまとめ・アンケート

- ア メール等によりセミナー参加申込受付を行い、受講者の集約・とりまとめを行うこと。  
なお受講希望者が想定人数を超えた場合には、事務局と協議のうえ対応を決定すること。
- イ 参加申し込み者数を週に1回程度定期的に事務局に報告すること。
- ウ 研修終了後、参加者へのアンケートを実施しとりまとめ、検証をすること。  
なお、アンケート内容は事務局と協議の上決定する。

(5) セミナーの広報

ア 広報物（チラシ）の制作

セミナー実施を周知するため、チラシを製作、印刷し、事務局（佐賀県文化課、長崎県北振興局 商工観光課）に納品すること。なお、チラシは1,000部程度作成することとし、詳細な部数は事務局と協議の上決定すること。

広報物に記載するセミナー名称は、わかりやすく、参加意欲を高めるネーミングとし、講師の行う講演や、現地視察先の魅力が伝わるような紙面とすること。

広報はセミナー開催の1か月半前～1か月前を目安に開始すること。

イ セミナーの広報・集客

事務局及び協議会メンバーと協働し、各地域で活動しているガイド協会や、旅館・ホテル関係者、その他セミナーを受講するのにふさわしい方に対し、セミナーの広報活動を行い、集客を図ること。

(6) 肥前やきもの圏のバッジ作成

セミナー受講者へ授与するバッジ（90個）を作成すること。

バッジのデザインは右図の「肥前やきもの圏」のロゴをベースに製作し、受講者が受講後のガイド活動等を行う際につけたくなるデザインとすること。（右写真はイメージ）

なお詳細な仕様は下記の通りとする。

- ・素材：金属製（厚さ1mm以上）
- ・サイズ：縦1.7mm程度、横2.5mm程度
- ・製造方法：バッジ表面に凹凸をつけ立体感を出し塗装したうえ、  
表面を滑らかにコーティングすること。四隅を丸く加工すること
- ・裏金具：バタフライタックとすること
- ・素材データ：事務局より支給する



400年熟成観光地。



(7) その他必要な業務

上記（1）～（6）を実施するにあたり、業務の進捗管理を適切に行うこと。必要に応

じて事務局との打合せを実施すること。本仕様書にない事項については、その都度事務局との協議の上決定する。

## 5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 事業完了報告書 1部
- (2) 本業務において作成した成果物・資料等
- (3) その他事務局と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 6 業務実施上の留意点

### (1) 一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ・受託者は、協議会事務局の承諾を得て、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、再委託したすべての業務において責任を負うこと。
- ・本業務の遂行に必要となる経費（会場・機材等使用料、講師謝金・旅費、バス貸切料、チラシ・資料等作成費、運営管理費等）はすべて契約金額に含まれるものとする。  
必要な経費の一切は、受託者が支出すること。
- ・この事業が終了した場合は、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

### (2) 著作権等

- ・納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や作業計画書、事業完了報告書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて事務局に帰属する。また、成果品は、事務局がホームページ等の掲載等に随時使用を行えるものとし、必要に応じて再編集・複製等できるものとする。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について撮影前に事務局への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、事務局は責任を負わない。
- ・本業務委託仕様書に定めのない事項については、事務局と協議するものとする。

## 7 問合せ先、担当

「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局（佐賀県 文化・観光局 文化課内）

[担当] 中島、志水、岡

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 TEL：0952-25-7236 FAX：0952-25-7179